

平成 20 年人事委員会の給与等に関する報告及び勧告について

20. 10. 9
人事委員会

この報告及び勧告は、県下の 130 事業所を抽出して行った職種別民間給与実態調査及び県職員給与実態調査の結果をもとに、先に行われた人事院の給与勧告等を参考にしながら、比較検討したものである。

1 県職員の給与と民間給与との較差

(1) 月例給

本年 4 月分の県職員給与と県内の民間給与を比較したところ、県職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 104 円 (0.03%) 上回っている。

民 間 給 与 (A)	398,104 円
県 職 員 給 与 (B)	398,208 円
較 差 (A - B)	△ 104 円 (△0.03%)

※ 「知事等及び職員の給与の特例に関する条例」による減額措置後では、県職員の給与 (385,243 円) と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を 1 人当たり平均 12,861 円 (3.34%) 下回っている。

(2) 特別給

民間における年間支給割合は 4.48 月分であり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合 (4.50 月分) とおおむね均衡している。

2 県職員の給与

(1) 本年の給与の改定

ア 紙料表については、公民給与の較差が極めて小さいことから、改定しない。

イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合については、民間の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定しない。

(2) その他の改定

通勤手当について、長距離通勤者等の負担軽減を図るため、交通機関等利用者（交通用具併用者を含む。）の 1箇月当たりの支給限度額を改定

75,000 円 → 78,000 円（条例の公布日の翌月から実施）

(3) 検討すべき課題

ア 住居手当

人事院報告において、持家に係る住居手当の廃止の検討を進めるとともに、賃貸住宅に係る住居手当については、家賃等の実情を踏まえた手当の在り方を引き続き検討する旨の言及があり、本県においても検討を進めが必要。

イ 単身赴任手当

人事院報告において、経済的負担の実情（住居費、帰宅費用等）等を考慮し改善について検討する旨の言及があり、動向を注視。

ウ 初任給調整手当

人材確保の観点から、本県の医師確保の実情を踏まえ、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する待遇改善の必要性を検討のうえ改定することが適当。

エ 教育職員に係る手当

国においては、メリハリのある教員給与体系の実現と人材確保法に基づく教員給与の優遇措置の縮減に向けた取組みを進めているところであるが、本県においても、学校現場の諸事情を踏まえたうえで、他の都道府県の動向を注視しつつ、教育職員の手当の在り方について見直しを進めることが必要。

3 平成 21 年度における地域手当の支給割合（給与構造改革に係る改定）

東京都特別区（東京事務所） 16% → 17%、大阪府大阪市（大阪事務所） 13% → 14%
医療職給料表（-）適用者 13% → 14%（いずれも国準拠）

4 公務運営に関する課題

（1）職員の勤務時間等について

ア 勤務時間の見直しについて

人事院においては、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定するよう勧告。本県においても、人事院勧告や県内民間事業所の所定労働時間の状況等を総合的に検討した結果、県職員の勤務時間を国に準じて見直すことが適当。実施時期は、国や他の都道府県の動向を見極めながら検討。

イ 超過勤務時間の縮減について

職員全員が自己研鑽とコスト意識を持った計画的・効率的な業務遂行に心掛けるとともに、特に管理職は、不斷の業務見直し、能率性の向上を図りつつ、超過勤務命令の必要性・緊急性の確認等、自らの役割を強く意識し実行することが必要。

（2）職員の健康管理について

精神疾患による長期休業者数が増加しており、予防から復職後の支援のそれぞれの過程における取組みが、職員個々の状況に応じ、より弾力的に運用されるよう配慮が必要。

また、管理職はじめ職員全員が積極的に風通しの良い快適な職場づくりに努めることが重要。

（3）今後の検討課題について

ア 県民に信頼される人事管理の推進について

公務員制度改革の状況、変化に適切に対応しつつ、より一層県民に理解され信頼される人事管理制度の進展について、引き続き検討を進めることが重要。

イ 多様で有為な人材の確保について

県職員採用候補者試験の応募者が減少傾向にある中、県民の負託に応えることができる多様で有為な人材を確保する方法について、幅広く検討することが必要。

参考 国及び本県の給与較差

給 与 較 差	国 (行(一)：平均年齢 41.1 歳)		愛媛県 (行 政 職：平均年齢 43.8 歳)	
	民 間 給 与	387,642 円	民 間 給 与	398,104 円
較 差	國 公 員 給 与	387,506 円	県 職 員 給 与	398,208 円
較 差	較 差	136 円 (0.04%)	較 差	△104 円 (△0.03%)